

## 第 36 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 2 月 26 日（金）15:00～16:10  
場 所：KKR ホテル大阪 2 階 白鳥
- 2 出席委員：池田委員、尾崎委員、桑野委員、高橋委員、塚口委員、中原委員、西山委員、花嶋委員、増田委員、又野委員、山田委員
- 3 議 題：
  - ( 1 ) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書の検討結果について
  - ( 2 ) その他
- 4 議事内容
  - ( 1 ) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書の検討結果について  
事務局より、東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書の検討結果（案）（資料 1）について説明  
< 質疑応答 >
    - (委 員) 建設機械について、13 ページの大気質の方では「工事に使用する建設機械は排出ガス対策型建設機械がある場合はすべて使用する」とされているが、19 ページの騒音の方では、「可能な限り低騒音型・低振動型」という表記になっている。騒音・振動に関しても、該当する機械がある場合は全て使用するということにはできないのか。
    - (事務局) 排出ガス対策型で低騒音型・低振動型のものがあれば、必ずそれを使用しただけである旨伝えたと、都市計画決定権者からは、該当する機械がある場合には、必ずそれを使うという回答を得ている。
    - (委 員) 30 ページの地球環境について、指摘事項として特段書く内容なのかどうか。駅舎の部分だけを取り上げると CO<sub>2</sub> の排出量が増加するかもしれないが、連続立体交差事業全体をとらえると、おそらく車の流れもスムーズになり、CO<sub>2</sub> 排出量は、逆の方向に動くかもしれない。「地球環境」という項目を入れておくということは結構かと思うが、どういう意図をもって何を評価するのかというところが、飲み込めないところがある。
    - (事務局) 都市計画決定権者は、方法書の中で「駅舎の利用については現状と変化がない」ことから評価しないとしている。しかし、高架駅になることで、エスカレータ等の設備の増加があるため、電気の使用量等を十分に検討しないまま選定しないのは問題があると考え、検討した上で、必要があれば評価項目とすべきとしている。また、事業全体の削減効果については、評価項目の記載内容としてはなじまないが、例えば準備書の事業計画の中に渋滞緩和による効果などを記載してほしいと伝えたと、検討する旨の回答を得ている。
    - (委 員) 了解した。
    - (委 員) 事業の工事着手が平成 31 年度、完成が 40 年度とかなり先になるということで、いろいろなことをやっていく中で、CO<sub>2</sub> 排出量について何も検討され

ないでただ単に省エネをやるとだけ提示されたので、経過みたいなものをCO<sub>2</sub>排出量の変化というところで把握しておいてほしいということ。

高架化により交通量がスムーズになることで、CO<sub>2</sub>排出量がかなり減ると思うが、そういう効果面のチェックはアセスの評価としては同じように扱にくいということで、駅施設の利用のところを検討してほしいという指摘になっている。

(委員) 16ページの1行目に「公共用水域」という言葉が出てくるが、具体的にはどのようなところか。この辺りの河川ということか、あるいは流れ込む淀川ということか。

(事務局) 公共用水域は、広く河川や海域を指している。

(委員) 「公共用水域への影響の低減を図るため」とあるが、これは、工事に伴う濁水が流れ込んだりすることを極力避けるという意味と受け取ってよいか。

(事務局) おっしゃるとおり。

(会長) 御意見が他に無ければ、東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市)に係る環境影響評価方法書について、意見をとりまとめたということに了解いただき、本日付けで府に回答したいと思うがよろしいか。

(委員) (了)

(会長) ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局より今後の予定について説明(資料3)

(会長) 説明のあった手続きフローを念頭に置いていただき、今後の対応につき、よろしく願います。

(議事終了後)

事務局より、参考資料(「環境影響評価法改正について」)に基づき説明

<質疑応答>

(会長) 今後、国の方でパブリックコメントがあるか。

(事務局) 2月15日まで意見募集が実施され、その結果は、ホームページで公表されている。

(会長) 本改正が行われた場合、府条例に影響があるか。

(事務局) 事後調査に係る法の規定が設けられれば、現在、条例では法対象事業まで対象にして事後調査を行っているので、重複部分を整理するなどの対応が必要となる可能性がある。また、それ以外にも対応すべき部分が出てくるかもしれないが、法令の具体的な内容がこれから明らかになっていくので、確認していきたい。

以上